## 小林昭彦裁判長は明け渡し判決を取り消せ!

みなさん。3月4日、東京高裁第 19 民事部・小林昭彦裁判長のもとで 成田市の専業農家・市東孝雄さんの 農地裁判・第4回弁論が行われます。 で港建設のための農地取り上げた

空港建設のための農地取り上げを、 耕作者を守るためにつくられた農地 法を違法・脱法的に用いて行おうと いう前代未聞の裁判です。対象とさ れる農地は市東家が 100 年近く耕し 続け、戦後の農地解放で自作地にな るはずが、戦争のために帰還が遅れ 残存小作地として残されてしまった ものです。

者の同意のない

農地改革を引き継いだ農地法は、 地主的な土地所有を否定し、耕作者 自らが所有することが最も適当であ ると定めています。市東さんが耕し 続けている限り、奪われる理由は一 切ないのです。

空港会社は、農地の取得ができないにも関わらず、地主から底地を買っていたのだと称し、農地の明け渡しを迫ってきました。空港会社は、15年にわたって地主に地代をおさめさせるなどして売買自体を隠し続け、市東さんは耕作を続けてきました。



そがまに同欠的の続るこなすも農まは意での土けたとの、もを買小必。合でれ、意明もを買小必。合がれ、意明地の人がの場がのでの、農す作要転は農なながら地地の際の可目そがなの要で

## 3・4裁判闘争 タイムスケジュール

10:30 ~リレートーク (東京高裁前) 11:20 をメドに 日比谷公園霞門に移動 12:00 ~高裁包囲デモ

13:50 高裁前再結集 14:00 署名提出行動 ~傍聴整理券交付 15:00 ~口頭弁論

ところが、一審の千葉地裁・多見谷寿 郎裁判長は、戦後初めて耕作者の同意な き底地売買を認め、専業農家に離農を強 制する不当な明け渡し判決を下しまし た。

## 証拠・証人調べ、徹底審理を行え!

一審では、必要な証拠・証人調べが行われず、とりわけ土地売買過程に関する事実が明らかになっていません。別件裁判での、耕作場所に関する同意書・境界確認書の作成過程に関わる文書提出命令を、空港会社は拒否しています。土地明け渡しの前提である賃借地の特定自体が偽造文書であることを自認したのです。偽造文書に基づく、空港会社の訴えは直ちに棄却されなければなりません。

高裁では、徹底的な審理で空港会社こ

そが裁かれなくては なりません。絶対に 証拠・証人調べが必 要です。「小林裁判 長は明け渡し判決を 取り消せ」の声を共 に上げてください。

小林昭彦裁判長東京高裁第19民事部

(2月19日)

三里塚芝山連合空港反対同盟

(連絡先)事務局長·北原鉱治 千葉県成田市三里塚115 TEL0476-35-0087 http://www.sanrizuka-doumei.jp/